

生活困窮者自立支援法（仮称）と生活保護制度の見直しに関する 指定都市市長会意見

新たな生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについては、平成24年8月の社会保障制度改革推進法の施行及び平成25年1月の社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会の報告書を受け、現在、生活困窮者自立支援法（仮称）制定及び生活保護法改正が進められているところである。

就労可能な年齢層の生活困窮者増大に伴い、生活保護を受給する「その他世帯」が著しく増加している現状において、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者及び生活保護受給者に対する社会的経済的な自立に向けた支援は、とりわけ大都市において重要な課題である。

新たな生活困窮者対策と生活保護制度の見直しが、地方自治体において実効的かつ持続的に実施可能なものとなるよう、指定都市市長会として、以下のとおり求める。

1 生活困窮者自立支援法（仮称）について

（１）財政措置について

生活保護受給者の急増による扶助費及び人件費の増加に伴い、地方自治体の財政は、既に深刻な状況にある。

平成27年度の新制度の施行に当たっては、住宅支援給付等既存事業の国庫補助負担率削減に係る激変緩和措置や、業務負担増・実施体制整備に係る人的な経費の措置など、地方自治体に過重な負担が生じないように、国の責任において十分な財政措置を講じること。

（２）新制度の具体像について

地方自治体が、平成27年度の新制度の施行に向けての予算措置及び実施体制整備を適切に行えるよう、新制度の対象者、事業規模及び実施効果等の具体像を速やかに示すこと。

（３）第2のセーフティネットの機能強化について

求職者支援制度は、職業訓練受講手当の支給額が生活保護基準を下回っており、第2のセーフティネットとして十分機能しているとは言えない。については住居確保給付金との併給など、就労により自立可能な者が生活保護に至らないよう、第2のセーフティネットの更なる機能強化について検討すること。

(4) 地方自治体の意見の反映について

地方自治体は、これまで各々工夫を凝らし、生活保護自立支援プログラム等の事業を実施してきた。新制度の具体的な制度設計に当たっても、各地方自治体が柔軟に生活困窮者支援体制を構築できるよう配慮すること。

また、効果的な支援の在り方は、地域によってさまざまな形態が考えられるため、新制度の実施主体である各地方自治体の意見を幅広く聴き、十分に反映すること。

2 生活保護制度の見直しについて

今回の生活保護制度の見直しは、一定の評価ができるものの、運用・実務面についてはなお課題が残っている。今後も、生活保護の実施主体である地方自治体の意見を聴きながら、制度の詳細な設計を進めること。

また、最低生活を保障した上で医療費を一部自己負担する仕組みの導入や、生活保護費の全額国庫負担、年金制度と整合する生活保障等社会保障制度全般の在り方を含めた抜本的な見直しなど、これまで指定都市市長会が提案してきたものの今回の見直し案に盛り込まれなかった事項についても、引き続き検討を行うこと。

平成25年5月29日
指定都市市長会